

入間地域公共交通協議会分科会規程（案）

平成28年3月22日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、入間地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、入間地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調査、研究、調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

（協議結果の報告）

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。但し、視察を実施する際はその限りではない。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、地域公共交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

| 分科会名     | 協議事項  |
|----------|---|
| 交通利用者分科会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（入間市地域公共交通協議会）に関する事</li> <li>・ 入間市地域公共交通協議会条例第2条に関する事</li> <li>・ その他会長が必要と認める事項に関する事</li> </ul> |
|          |   |
|          |   |